

大和市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により令和7年1月6日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和7年1月6日

大和市長 古谷田 力

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
中央林間西116号	中央林間西五丁目 4168番1	中央林間西五丁目 4168番1	4.50 ^m	37.30 ^m
下鶴間237号	下鶴間字乙一号 1789番61	下鶴間字乙一号 1789番57	6.00	69.89
中央林間西118号	中央林間西二丁目 4248番3	中央林間西二丁目 4248番1	5.00	84.34
中央林間西120号	中央林間西一丁目 4255番1	中央林間西一丁目 4255番1	4.50 ～4.51	46.80
南林間214号	南林間六丁目 3595番4	南林間六丁目 3595番4	4.50 ～5.00	53.97
深見西59号	深見西八丁目 490番26	深見西八丁目 490番26	4.50	35.18
深見257号	深見東三丁目 510番37	深見東三丁目 510番20	4.00	59.80
下福田363号	福田字甲五ノ区 1276番6	福田字甲五ノ区 1276番6	4.50 ～5.00	48.99